## 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靭化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「安心・安全の追及を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

地方自治体がデジタルトランスフォーメーションを推進することは、住民に対する 行政サービスのみならず、地方自治体職員の業務効率の飛躍的な向上に大きく寄与するものと考える。したがって、国は予算と技術の両面で、地方自治体のデジタルトランスフォーメーション導入促進を支えるべきである。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の 事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1. 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインでできる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続きについて、オンライン申請を実現すること。
- 2. 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託 事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利 用できる仕組みを検討すること。
- 3. 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4. 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確 に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財 政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日

神奈川県高座郡寒川町議会議長 関 口 光 男

院 長 衆 議 議 議院 議 長 内閣総理大臣 財 務 大 臣 総 務 大 臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 内閣官房長官 行政改革担当大臣 デジタル改革担当大臣